

有名ブランドを騙る手口

令和五年師走
消費者庁財産被害対策室



偽

財産被害今年の一文字

今年「偽の浄水カートリッジ」、「人気インテリア家具や雑貨の偽サイト」、「PC画面上の偽警告表示」等「オンライン×偽」の事案を多く公表してきました。さらに、最近になって「Mizuno」や「Wacoal」の偽サイトによる財産被害が続出しています。こちらも、主にSNS上の広告で「当該ブランド商品が大幅値引きで買える」とうたい、偽サイトに誘導するものです。届いた商品は、広告上のブランドとは全く無関係な素性不明なものでした。

「偽」だけで公式・安心と判断してはダメ！

SNS上の広告から誘導されたサイト等では次の点に注意しましょう。

- URLやドメインに違和感はないか
- 事業者名や電話番号といった特定商取引法上の表記はあるか
- 特別に安価であることを強調する価格表示ではないか
- 支払方法が限定的ではないか
- 不自然な日本語表記はないか

トラブルに備えて画面をスクリーンショットで残す習慣づけを！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

188



見守り 新鮮情報

通信販売は クーリング・オフ できません

インターネット通販で靴を
購入した。大きめのサイズを
注文したが履いてみると窮屈
だった。返品したいと
メールしたところ「返品
できない。利用規約にも
書いてある」との返事だった。
確かに利用規約には返品
不可の記載があったので
「それならクーリング・
オフしたい」と伝えたが
「通信販売にはクーリ
ング・オフの適用は
ない」と回答が来た。
(60歳代)



ひとこと助言

購入の際は
利用規約を確認!



見守るくん

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第471号(2024年1月16日)発行：独立行政法人国民生活センター

ご相談は、尼崎市消費生活センターへ

Tel 06-6489-6696 Fax 06-6489-6686

受付時間 平日9:00~12:00・13:00~16:00